平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 7	,								府省庁	名	文部科	学省	_
対象税目	Ħ	不重	协産取得税	固定資産	税 事業所税	その他	(都市計画	1税)					
要望 項目名		(国	国研)量子	科学技術研	究開発機構の	創設に係	る税制上の	所要の指	置				
要望内容(概要)		- \$	寺例措置の	対象(支持	援措置を必要	とする制	度の概要)						
		「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律」(平成27年法律第51号)に基づき、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の名称を変更し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の一部を移管するもの。											
	・特例措置の内容												
					ιまで国立研 いた税制上の							人日本原子力研	究
関係条づ		地ブ	方税法第7	3条の4、	第348条	、第70	1条の3 4	1、第7	0 2条の2				
減収 見込額	Į		初年度] 改正増減収	— 額]	()	[平年度] -	-	()(単位	立:百万円)	
要望理的	∄	(-	1)政策目	的									
		ム研 際的	研究及び核	融合に係る 憂位性を有	業務を、研究	分野とし	ての親和性	が高く、	重粒 子 線がん	ん治療な	ど量子科	発機構の量子ビ 学技術に関して 進を担う研究開	国
		(2	2)施策の	必要性									
		新活る。		円滑な設立	Z・業務の実	施のため	の環境整備	帯を図る:	ため、税制	上の所要	要の措置を	を講ずる必要が	あ
本要望に対応する													
縮減案							T	ページ			7—1		

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	
合理性	政策の 達成目標	量子科学技術の水準の向上
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	
	同上の期間中 の達成目標	
	政策目標の 達成状況	
有 . 勃性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税において、国立研究開発法人放射線医学総合研究所に対する税制上の優遇措置を、新法人においても継続することとしている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	現在と同様の非課税措置を講ずることにより、国立研究開発法人としての公共性を維持した事業運営を行うことができる。
	ページ	7—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成27年度税制改正において要望。自民党税調において、これらの措置が検討されたが、長期 検討を示す「二重△」となり、平成28年度に改めて同様の要望を行うこととされている。
ページ	7—3